

兵庫県

令和5年度 地域創生！再エネ発掘プロジェクト

募集要項(再募集)

I	事業目的.....	1
II	再生可能エネルギー補助事業.....	1
III	設備導入無利子貸付事業.....	6
IV	その他.....	10

【 本事業を活用した再生可能エネルギー設備 】



小水力発電所（神戸市灘区六甲川）

- ①取水部（上空から） ②取水部（砂防ダム下）
 ③発電設備（全体） ④発電機本体
 [R30 基本調査等補助、R1 無利子貸付 採択]



営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）
 （宝塚市内）
 [H27 無利子貸付 採択]

令和5年4月

【お問い合わせ先・申請書類提出先】

兵庫県環境部環境政策課温暖化対策班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL:078-362-3273 FAX: 078-382-1580

ホームページ： https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/warming/leg_256/tiikisaiene

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9 時 00 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分



I 事業目的

県では、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、地域活性化を推進する地域団体等が行う、再生可能エネルギーを利用した発電やバイオマスによる熱供給（熱電併給含む）の立ち上げ時の取組、基本調査等の経費の一部を補助します。（II参照）

また、全県的なモデルとなり得る地域団体等による先進的な再生可能エネルギー導入の取組に対しては、(公財)ひょうご環境創造協会と連携して、設備導入経費の一部を無利子貸付により支援します。（III参照）

【対象となる再生可能エネルギー】

小水力発電	水力を利用した発電。定格出力1,000kW以下のもの
小規模バイオマス発電	動植物等の生物から作り出される有機性のエネルギー資源を利用した発電。定格出力 2,000 kW 以下のもの
小型風力発電	風の力を利用した発電。定格出力500 kW以下のもの
太陽光発電	未利用地を活用した単純な野立て型や屋根置き型等 <u>以外</u> で、全県的な先進モデルとなり得るもの (例) 営農型（ソーラーシェアリング）、ため池（水上設置）、 駐車場（カーポート型）など
バイオマス熱供給	地域資源を活用したバイオマスによる熱供給（熱電併給も含む）

II 再生可能エネルギー補助事業

1 補助対象事業

補助対象事業は、県内で行う再生可能エネルギーによる発電、バイオマス熱供給（熱電併給、自家消費も含む）の事業化に向けた以下の取組・調査等の事業です。

補助制度	補助対象となる取組・調査等	補助限度額
立ち上げ時取組 支援事業 【⇒3 ページ】	事業化の検討に必要な立ち上げ時の取組 (勉強会、現地調査、先進地視察等)	30 万円 (定額)
基本調査等 補助事業 【⇒4 ページ】	事業化に必要な基本調査等 (流況調査、測量調査、既存設備劣化診断、地質調査、 生物調査、バイオマス賦存量調査、風況調査等)	500 万円 (補助率 1/2)

2 補助対象団体

再生可能エネルギーによる**地域活性化を推進する**以下のいずれかの団体とする。

地域団体	<p>以下に該当する、自治会、管理組合、特定非営利活動法人、公益財団法人、公益社団法人等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 当該地域に根ざした活動をしていること ■ 規約や代表者を決めていること ■ 構成員が10人以上であること <p>※地域団体が中心となった事業主体も含む(民間事業者と地域団体との合同会社等) ※市町を地域団体の窓口とする申請も対象とする</p>
-------------	---

3 事業実施期間

補助金交付決定日から令和6年3月29日(金)まで

4 応募方法

提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提出書類を<u>事前連絡のうえ提出先</u>までお持ちください。 ■ 資料の確認・聞き取りを行います。事業内容等を説明できる方がお越しく下さい。
再募集	<p><u>令和5年5月22日(月)～6月30日(金)</u></p> <p>※応募、採択状況により、募集期間の延長や追加募集する場合があります。</p>
提出書類	<p>立ち上げ時取組支援事業 ⇒ 3ページをご確認ください。</p> <p>基本調査等補助事業 ⇒ 4ページをご確認ください。</p>
提出部数	<p>2部(正副各1部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 添付書類については原本を正本に添え、副本については写しでも結構です。 ※ 提出いただいた書類は返却しません。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去に同事業による補助金の交付を受けた団体(以下「交付済団体」)は申請できません。ただし、同一団体が「立ち上げ時取組支援事業」及び「基本調査等補助事業」の両補助金の交付を受けることは可能です。 ■ 申請団体の構成員が交付済団体と重複する場合、不採択とすることがあります。 ■ 他の補助金を受けている(予定含む。)場合は、その補助金の制度概要及び申請書等、内容の分かるものを添付してください。 ■ 補助金額については、審査結果及び予算により減額する場合があります。 ■ 事業計画の変更により補助対象経費に変更が生じた場合であっても、実際に支払われる補助金額は原則、交付決定された額を上限とします。 ■ 報告書、経費等の内容を県ホームページや事例集等で紹介することがあります。 ■ 申請の際は、必ず「令和5年度兵庫県環境部補助金交付要綱」を確認してください。

5 補助制度

(1) 立ち上げ時取組支援事業

	経費区分	内 容	備 考
補助対象 経費 ※1※2	勉強会・セミナー等に係る 経費	講師旅費・謝金、テキスト代、印刷費、会場使用料、旅費等	謝金：1 時間あたり6 千円を超える分は申請者負担
	専門家による現地調査に係る 経費	指導・調査費等	
	先進地視察に係る経費	レンタカー・バス借上料、高速道路利用料、ガソリン代、駐車場代等	宿泊費、食費は補助対象外
	その他審査会が必要と認める経費		
補助限度額	30 万円（定額）		
提出書類	① 地域創生！再エネ発掘プロジェクト補助事業申請書（様式1－1） ② 積算根拠書類 [参考見積書等] ③ 団体のプロフィール（別添様式2） ④ 地域団体等の直近2 年の活動実績を示す資料 [団体の概要がわかる資料] ⑤ 定款または規約 ⑥ 立ち上げ時取組支援事業計画書（別添様式1－1） ⑦ 調査を委託する場合は委託先の業務実績・申請事業の実績が分かる資料 ⑧ 候補地の地図・地形図、現地写真（様々な角度から撮影したもの、周囲の状況が分かるもの） ⑨ 別途利用する助成・補助事業に関する資料（事業概要、申請書類の写し） ⑩ 誓約書（様式1－2） ※別途、追加資料の提出をお願いすることがあります。		
審査方法	① 提出書類について要件審査（対象団体・事業であるか等）を行います。 ② 要件審査通過団体を対象に審査基準に基づき書面審査を行います。 ③ 書面審査の採点結果に基づき採択します。		
要件審査 基準	■ 募集要項の要件を満たしている ■ 応募団体の活動内容 ■ 事業が地域活性化を推進する内容となっているか		
書面審査 基準	団体	■ 取組姿勢 ■ 団体の地域性 ■ 地元市町（地域）との連携 ■ 団体の信頼性 ■ 地域貢献度 ■ 地球温暖化防止活動の取組	
	事業・取組	■ 再生可能エネルギー事業の必要性、内容の妥当性 ■ 当補助事業による取組の必要性、経費・内容の妥当性	

※1 経費区分をまたぐ組み合わせも申請可能

※2 補助対象団体の運営のための経常的経費（事務所賃借料、職員給与、事務機器の購入、光熱水費、電話代、消耗品等）及び備品購入費は、補助対象外とします。

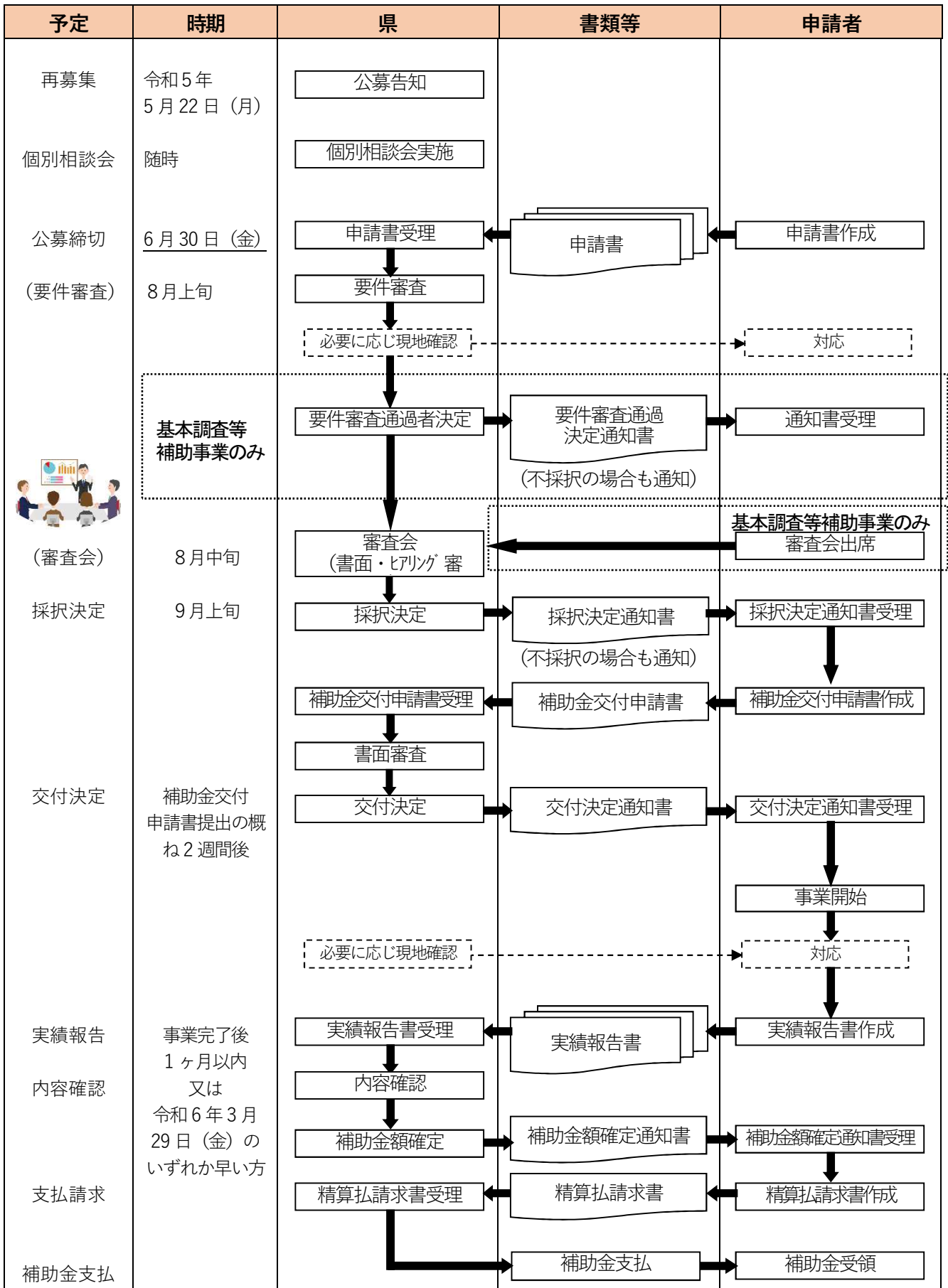
(2) 基本調査等補助事業

	経費区分	内 容
補助対象 経費 ※1※2	詳細な事業計画の策定に向け必要となる経費	流況調査、測量調査、既存設備劣化診断、地質調査、生物調査、バイオマス賦存料調査、風況調査等
	その他審査会が必要と認める経費	
補助限度額	500 万円（補助率 1/2 以内）	
提出書類	① 地域創生！再エネ発掘プロジェクト補助事業申請書（様式 1 - 1） ② 積算根拠書類 [参考見積書等] ③ 団体のプロフィール（別添様式 2） ④ 地域団体等の直近 2 カ年の活動実績を示す資料 [団体の概要がわかる資料] ⑤ 定款または規約 ⑥ 基本調査等補助事業計画書（別添様式 1 - 2） ⑦ 調査等を委託する場合は委託先の業務実績・申請事業の実績が分かる資料 ※「調査実施主体の信頼性」も審査の基準となります。 ⑧ 候補地の地図・地形図、現地写真（様々な角度から撮影したもの、周囲の状況が分かるもの） ⑨ 推定発電量、熱供給能力の計算根拠資料 ⑩ 別途利用する助成・補助事業に関する資料（事業概要、申請書類の写し） ⑪ 誓約書（様式 1 - 2） ※別途、追加資料の提出をお願いすることがあります。	
審査方法	① 提出書類について要件審査（対象団体・事業であるか等）を行います。 ② 要件審査通過団体を対象に審査会を開催。ヒアリング審査を行います。 ③ 書面審査の採点結果に基づき採択します。	
要件審査 基準	団体	■ 募集要項の要件を満たしている ■ 応募団体の活動内容
	事業・取組	■ 一般的な書面内容を満たしているか ■ 事業化の可能性が見込めるか ■ 調査等の実施体制 ■ スケジュール等が実現可能な内容となっているか ■ 補助金交付申請額が適正な内容 ■ 収益が地域活性化事業へ充当される内容となっているか
ヒアリング 審査基準	団体	■ 取組姿勢 ■ 団体の地域性 ■ 地元市町（地域）との連携 ■ 団体の信頼性 ■ 地域貢献度 ■ 地球温暖化防止活動の取組
	事業・取組	■ 事業の必要性 ■ 事業内容の妥当性 ■ 事業化の可能性 ■ 事業の収益性 ■ 取組の必要性 ■ 取組内容の妥当性 ■ 取組経費の妥当性 ■ 関係法令（許認可についての問題等） ■ 調査実施主体の信頼性 ■ 地域住民の理解度

※1 経費区分をまたぐ組み合わせも申請可能

※2 補助対象団体の運営のための経常的経費（事務所賃借料、職員給与、事務機器の購入、光熱水費、電話代、消耗品等）及び備品購入費は、補助対象外とします。

【令和5年度 再生可能エネルギー補助事業スケジュール】



Ⅲ 設備導入無利子貸付事業

1 事業内容

新たに再生可能エネルギー設備を導入し、継続的に事業を行う地域団体等のうち、審査会において採択された団体に対し、（公財）ひょうご環境創造協会から設備導入に必要な経費の一部を無利子で貸付けます。

2 対象事業

- 再生可能エネルギー設備を新たに導入する事業 ※1※2
- 地域活性化を目的とする地域団体等が中心となって取組む事業
- 収益が地域に還元される仕組みが構築されている事業
- 以下の期間、継続的に実施される事業
 - (ア) 発電設備
 - a 売電の場合：再生可能エネルギーの固定価格買取制度の調達期間
 - b a以外の場合：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に基づく耐用年数※3
 - (イ) 熱供給設備
 - 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に基づく耐用年数※3

※1 小規模バイオマス発電・バイオマス熱供給設備については、バイオマス依存率 60%以上であるものを対象とする。また、発電出力は 10 kW 以上の場合であること。なお、副燃料として化石燃料（石油・石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象外とする。

※2 燃料製造設備については、申請する設備と直接関係があり、同時設置する場合のみ対象とする。

※3 太陽光：17年、小水力：22年、風力：17年、バイオマス：15年、熱供給：15年

3 対象団体

地域団体	<ul style="list-style-type: none">■ 活動の本拠地が県内にあり、県内で活動する以下に示す①～⑤の団体<ul style="list-style-type: none">① 認可地縁団体（法人格を取得した自治会等）② 管理組合法人（法人格を取得したマンション等の管理組合）③ 特定非営利活動法人（通称：NPO法人）④ 公益財団法人・公益社団法人⑤ その他団体（以下のア～エの条件を全て満たす団体）<ul style="list-style-type: none">ア 法人格を取得イ 地域団体が主体となって事業に取り組む、又は定款に非営利であることを明記ウ 構成員が10人以上エ 役員のうち3親等以内の親族の数が役員総数の3分の1以下■ 法人格については、申請時に取得していない場合であっても、工事着工前までに取得する予定がある場合は対象
-------------	---

4 募集内容・応募方法

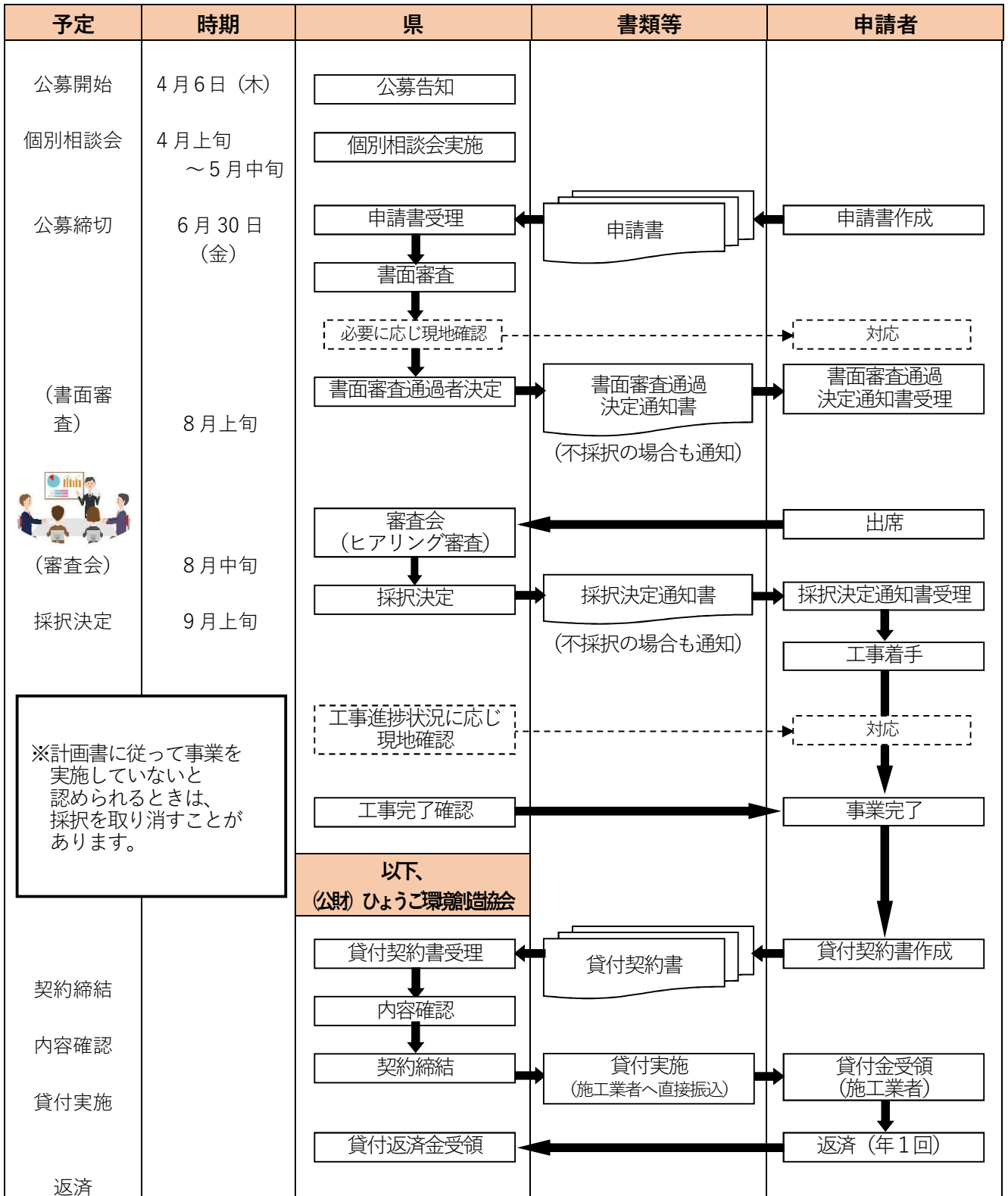
貸付期間	20年以内（審査により決定します。）
貸付利息	無利子
手数料	契約初年度：貸付金額に0.2%を乗じた金額 次年度以降：毎年、2月末時点の貸付残高に0.2%を乗じた金額
貸付限度額	【太陽光発電】3,000万円　【太陽光発電以外】5,000万円 〔 設備の導入に必要な経費*の80%を上限とします。 ※ 設備費、工事費、設計費、系統接続等発電設備導入に係る費用も含む。 〕
担保等	【固定価格買取制度を活用する場合】 ■ 保証人は原則必要としません。 ■ 発電設備、売電債権を譲渡担保とする契約を交わすことを基本とします。 【固定価格買取制度を活用しない場合】 ■ 申請事業内容により審査会にて判断します。
その他条件	① 火災、落雷、風災、雹災、雪災、水災、破損、電氣的・機械的事故、盗難、偶発的破損事故に対し、補償可能な火災保険または総合保険への加入を前提とします。 ② 設置場所の所有権・賃借権等が返済期間確保されていることを前提とします。 ③ 返済は年1回とします。返済額は、貸付金額を貸付期間で除した金額と年間事業収入額の2分の1の金額のどちらか高い方を上回ることを原則とします。 ④ 採択された団体については、県または（公財）ひょうご環境創造協会の求めに応じて、情報（事業化に至る手順、発電・熱供給状況等）を提供するとともに、提供した情報が公表されることについて同意するものとします。
提出書類	① 設備導入無利子貸付事業申請書（様式2-1） ② 法人登記簿謄本または認可地縁団体告示事項証明書（いずれも写し可） ③ 団体のプロフィール（別紙1） ④ 活動実績（直近2ヶ年分） ⑤ 定款または規約 ⑥ 財務諸表またはそれに相当する決算報告書等（直近2ヶ年分） ⑦ 県税の納税証明書（直近2ヶ年分） ⑧ 役員及び構成員の名簿 ⑨ 設備導入無利子貸付事業計画書（様式2-2） ⑩ 位置図及び現況写真（4方向以上） ⑪ 団体の意思決定確認書（総会議事録、構成員同意書等） ⑫ 機器及びシステムの概要 ⑬ 電力会社との議事録等（発電事業の場合） ⑭ 事業実施期間収支シミュレーション（別紙1） ⑮ 事業経費の配分（別紙2） ⑯ 参考見積書等、事業費の根拠となる資料 ⑰ 自己資金調達方法を示す資料 ⑱ メーカーの保証内容、加入予定保険の補償内容等を示す資料 ⑲ その他、事業計画等について補足する資料 ⑳ 誓約書（様式2-3） ※別途、追加資料の提出をお願いすることがあります。

提出方法等	<p>【募集期間】 令和5年4月6日(木)～6月30日(金) (郵送可・当日必着) ※ 応募、採択状況により、募集期間の延長や追加募集する場合があります。</p> <p>【提出部数】 2部(正副各1部) ※ 添付書類については原本を正本に添え、副本については写しでも結構です。 ※ 提出いただいた書類は返却しません。</p>
--------------	--

5 審査について

審査方法	<p>① 提出書類について要件審査を行います。</p> <p>② 要件審査通過団体を対象に審査会を開催。ヒアリング審査を行います。</p> <p>③ ヒアリング審査の採点結果に基づき採択します。</p>	
要件審査基準	団体	<ul style="list-style-type: none"> ■ 募集要項の要件を満たしている ■ 応募団体の活動内容
要件審査基準	事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般的な書面内容を満たしている ■ 設置場所の所有権・賃借権等が一定期間確保されている ■ 地域特性(寒冷地、積雪、塩害、台風等)を考慮し、設置場所に適した設計である ■ 予測発電量・熱供給量は正しく算定されている ■ 運営管理コスト(税金、保険料、登記料、パワコン更新費、系統接続費用、撤去費用等)が盛り込まれている ■ 事業の実施体制、スケジュール等が実現可能な内容となっている ■ 適切な保険への加入 ■ 設備、売電債権等を譲渡担保とする契約を交わすことが可能である
ヒアリング審査基準	団体	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体の地域性 ■ 地元市町(地域)との連携 ■ 財務上の安定性 ■ 団体の信頼性 ■ 事業に対する積極性 ■ 収益の用途 ■ 温暖化防止活動の取組
ヒアリング審査基準	事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自己資金調達方法 ■ 事業の採算性 ■ 事業の確実性 ■ 選定設備の信頼性 ■ 選定設備の保証内容 ■ 保険による補償内容 ■ 工事等の実施主体の信頼性 ■ 周辺住民の理解度 ■ 事業の先進性 ■ 事業の普及効果

【令和4年度 設備導入無利子貸付事業スケジュール】



IV その他

本事業への取り組み検討等において支援が必要な場合は、「再生可能エネルギー相談支援センター」にご相談下さい。（相談無料）

再生可能エネルギー相談支援センター

(公財)ひょうご環境創造協会が運営する再生可能エネルギーに関する総合的な相談窓口です。小水力発電設備等の導入を検討している個人・地域団体等に、相談員・専門家等を派遣し、現地調査や相談を無料で実施しております。

検討レベルに関わらずご遠慮なくご連絡ください。

【問合せ先】

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-18 (公財) ひょうご環境創造協会

TEL:078-735-7744 FAX: 078-735-7222

開設時間 / 月～金 9:30～17:30 (祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く)

ホームページ：<http://www.eco-hyogo.jp/global-warming/center/saisei>



太陽光発電設置相談



小水力発電設置相談

